

新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務 仕様書

1 事業目的

新学習指導要領において、情報活用能力の育成は、言語能力及び問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられており、Society 5.0の時代を生きる多様な子ども達を誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、今後の学習活動において1人1台のタブレット端末の整備、積極的な活用が求められている。

本事業では保守業務等を含むタブレット端末等の整備をリース方式により行うものである。

2 業務名 新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務

3 契約期間 契約締結日から令和7年10月31日まで

4 履行期間（リース期間） 令和2年11月1日から令和7年10月31日まで（60か月）

ただし、受注者の責めに帰することができない事由により、納入期限までにタブレット端末等の納入を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付して、履行期間について教育委員会と協議を行うものとする。それに伴い、契約期間も変更する。

5 業務内容

タブレット端末（指定するソフトウェア等含む。）及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）のリース、それらの機器の保守管理、ヘルプデスクの設置、一部LTE通信等の提供や管理運用支援等を一括した教育ICT機器の整備業務とする。

主な業務内容は、次に示す。

(1) タブレット端末等のリース

ア タブレット端末等のリース

(ア) タブレット端末等は本仕様書に示すものとし、納入及び保守対応を行うこと。

(イ) タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。

(ウ) タブレット端末等の調達、納入、設定等すべての諸費用については、受注者の負担とすること。

(エ) 初期不良による故障については、交換を基本として対応すること。

(オ) 利用者の責めによる故障については、予備機での対応を行い、修理について教育委員会と協議を行うこと。

イ クラウドサービスによる情報管理

(ア) 授業において児童生徒が作成した成果物等を保存共有するためのクラウドストレージを提供すること。

(イ) クラウドストレージ上に保存されたデータの利用者を制限・管理する手段を講じること。

ウ 契約期間満了後の機器の撤去

(ア) 契約期間終了後、すべての機器を撤去し、回収すること。

(イ) タブレット端末内のデータは完全消去し、作業完了後は、報告書又は証明書を発行す

ること。

(ウ) 故障等の理由から、契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とする。

(2) LTE通信の提供

ア タブレット機器等仕様書に定めるLTE通信を使用するタブレット端末（以下「LTEタブレット」という。）については4G通信を提供すること（一部地域や一時的に4G通信提供が不可能な場合は、市と協議の上3Gによる補完も可とする。）。

イ LTEタブレットを利用した授業等を恒常的に実施するために3GB以上のLTE通信について、通信速度・通信量を確保すること（通信量シェア等の補完策を用いること。）。

ウ 通信状況の監視を行い、必要に応じその状況の通知を行うこと。また、定期的の実績報告をすること。

エ 月当たり通信量が超過した場合でも、低速措置等で通信を確保すること。

(3) ユーザーアカウントの管理等

ア G Suite for Educationの開設支援を行うこと。その際に必要なドメイン等の取得に要する費用は本業務に含まれることとする。

イ Google for Educationの構築支援を行うこと。

ウ 教育委員会が別途調達する授業支援ソフトのアカウント管理についても、Googleアカウントと一体的に管理・運用を行うこと。

エ アカウントの新規作成、変更、削除について随時対応すること。

オ アカウントの年次更新を行うこと。

(4) 運用保守（ヘルプデスク・故障対応窓口）

ア 契約期間中、平日（土日・祝・年末年始を除く）8時30分から17時30時まで、ヘルプデスクを設け、各学校、ICT支援員及び教育委員会からの問合せ及び紛失・盗難・故障時に対応すること。また、緊急時については、時間外であっても柔軟に対応すること。

イ 端末の紛失・盗難・故障等の際は、予備機で対応し、必要な場合について速やかに設定等を行うこと。

ウ メーカー保証対象の場合については、速やかに修理の手続きを行い、有償の場合については、教育委員会に見積り等必要な情報を連絡すること。

エ 紛失等において、SIMカードの再発行等、別途費用が発生する見込みがある場合には、その旨を連絡すること。

オ 学校及び教育委員会と連携し対応すること。

(5) その他

ア タブレット端末等導入の対象施設内において、本調達で整備する通信回線が、利用者に責めのない利用状況において、利用不能又は不安定であることにより、タブレット端末の利用に支障が生じる場合は、電波改善策を受注者の負担において実施すること。

イ 教育委員会が別途調達するフィルタリング機能を有するソフト（ロイロ製ロイロノート、Cisco製Umbrella Cloud Security for Education等を予定）を用いて、タブレット端末からのインターネット接続を禁止又は制限できる機能や情報漏えい防止対策や外部からの不正侵入対策等、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。

ウ 学校内に既設のWi-Fiアクセスポイントに接続できるよう、設定を行うこと。

エ タブレット端末等の円滑な活用のために必要な情報提供等の支援を行うこと。

オ タブレット端末等導入前若しくは導入後又はその両方において、操作方法等について操

作説明会を開催すること。

カ 教育委員会におけるタブレット端末等の管理業務において、必要な技術的支援を行うこと。

6 タブレット端末等の仕様等

(1) 小中共通事項

ア 無線

IEEE 802.11a/b/g/n/ac以上であること。

イ バッテリー

フル充電で8時間以上使用できること。

ウ タブレット端末は、次のような利用制限を実施すること。

(ア) 利用者によるタブレット端末の設定変更及び初期化

(イ) 利用者によるアプリケーションのインストール及び削除

(ウ) 利用者による私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入(サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等、カテゴリ別の制限)

(エ) 有害なインターネットWebサイト閲覧

(オ) 利用者の私的利用(SNS投稿等)

(カ) 使用を許可されていない者のタブレット端末の利用

(キ) 文部科学省が示す「GIGAスクール構想」標準仕様モデル以上のスペックであること。

(2) 小学校用タブレット端末等

ア タブレット端末

(ア) タブレット端末はapple社のiPad10、2インチとし、第7世代以降であること。

(イ) LTEモデルであること。ただし、LTE通信環境については問わない。

(ウ) OSはiPadOS13以上であること。

(エ) 容量は32GB以上であること。

(オ) ライトニングUSBケーブル、USB電源アダプタ等(以下「iPad電源ケーブル類」という。)が付属していること。

イ キーボード

(ア) キーボードはapple社のMFI認証取得済み製品であること。

(イ) JIS配列日本語キーボードであること。

(ウ) バッテリーが不要で、ライトニングケーブルでの有線接続ができること。

ウ タブレット端末用ケース

(ア) 衝撃吸収素材であり、持ち運び用ハンドルを有していること。

(イ) スタンドを有していること。

(ウ) ケース装着時がW370×D234.2×H24.5mm以内であること。

(エ) ケースを装着したまま、充電が可能な製品であること。

エ タッチペン

(ア) 導入するタブレット端末で使用可能であること。

(イ) ペン先は画面を傷つけにくい素材であること。

(ウ) 充電しなくても使用できること。

オ ソフトウェア

(ア) W i - F i 環境下、L T E 環境下でタブレット端末の管理ができるMDMを納入すること。

(イ) 設定内容については教育委員会と協議を行い、タブレット端末納入時には設定を適用すること。

(ウ) 教育委員会が別途調達するソフトウェアのインストールを行うこと。

(エ) フリーソフトについては教育委員会と受注者で協議し、インストールを行うこと。

カ ライトニングUSBケーブル、USB電源アダプタ

タブレット端末に付属のi P a d 電源ケーブル類とは別に3, 0 7 6 台分のi P a d 電源ケーブル類を用意すること。

(3) 中学校用タブレット端末等

ア タブレット端末

(ア) タブレット端末はC h r o m e b o o k とし、1 1 インチ以上であること。

(イ) タッチパネルに対応していること。

(ウ) O S のC h r o m e O S で、自動更新サポート期間が5年以上であること。

(エ) 2 0 2 0 年1月以降に発売された最新機種とすること。

(オ) L T E モデルであること。 dongle 等の外付けは不可とする。

(カ) 月3 G B 以上のL T E 通信が可能であること。

(キ) C P U はI n t e l C e l e r o n と同等以上であること。

(ク) ストレージは3 2 G B 以上であること。

(ケ) メモリは4 G B 以上であること。

(コ) Q R コード読み込みを想定したインカメラ、アウトカメラがついていること。

(サ) マイク・ヘッドフォン端子及びU S B 3 . 0 等の外部接続端子が1つ以上あること。

(シ) 重量は1 . 5 k g 未満であること。

(ス) 電源ケーブル及び電源アダプタが付属していること。

イ キーボード

コンバーチブル型であること。

ウ 電源ケーブル・アダプタ

タブレット端末に付属の電源ケーブル及び電源アダプタとは別に3, 0 3 9 台分の電源ケーブル及び電源アダプタを用意すること。

(4) 端末一括管理サービス (M o b i l e D e v i c e M a n a g e m e n t) の提供
小学校及び中学校のタブレット端末の管理をおこなうシステム (以下「MDM」という。) を提供すること。なお、管理方法については小学校と中学校一括又は別については問わないが、次の機能を備えたものとする。

ア W i - F i 環境下、L T E 環境下でタブレットの管理ができるMDMを納入すること。

イ 設定内容については教育委員会と協議を行い、タブレット端末納入時には設定を適用すること。

ウ M D M で端末の遠隔ロックが行えること。

エ 端末の遠隔初期化が行えること。

オ 利用するアプリケーションの一括配信及び一括削除が行えること。

カ 管理者がW e b ブラウザを用いて管理画面を利用し、端末の各種設定・利用制限を実施できること。

- キ 各小中学校等におけるサーバー設置を必要としないクラウドサービスであること。
- ク OSのバージョン、シリアル番号、インストールアプリケーション等の各端末の情報が取得できること。
- ケ メーカーサポートが日本語によるメールで対応できること。
- コ i P a d管理に用いるものはA p p l e S c h o o l M a n a g e rに対応していること。

(5) 端末導入の設定業務について

- ア 各設定内容の詳細については、受注者が新居浜市の要望をヒアリングし、端末設定仕様書を作成すること。
- イ 端末設定仕様書に基づき、MDM、各種アプリケーションのインストール等について、発注者が指定する設定を行い、すぐに利用可能な状態で納品すること。
- ウ 発注者が指定する機能のみを有効に設定し、すべての端末に設定すること。
- エ 機器には、管理番号等を記載したラベル等を貼付し、納入場所と管理番号が確認できる一覧表を教育委員会へ提出すること。管理番号の表記の仕方については教育委員会と協議を行うこと。

7 タブレット端末等の導入台数及び納入場所

(1) 導入台数については次の表のとおりとする。

	市費整備分 (予備機を含む)	G I G A スクール分	合 計
小学校	2, 5 4 8台	4, 1 0 2台	6, 6 5 0台
中学校	1, 2 5 0台	2, 0 4 3台	3, 2 9 3台
合 計	3, 7 9 8台	6, 1 4 5台	9, 9 4 3台

(2) タブレット端末等納入場所

小学校16校、中学校12校を納入場所とする。各所在地、納入台数については、別紙「学校別導入台数等一覧」を参照のこと。

8 非常時の対応

- (1) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに納入業者の負担において速やかに原状復旧を行うこと。
- (2) 受注者は、機器やシステム等に異常が発生した際には、状況の把握に努め、速やかに教育委員会に報告すること。
- (3) 機器の納入時又はシステム管理業務上、事故が発生した時は、速やかに適切な処置を講じるとともに、教育委員会に報告すること。

9 負担区分

- (1) 機器の運搬費、納品場所への移動交通費（ガソリン代）等は、本事業費にあらかじめ含まれるものとする。
- (2) 使用者による機器の破損等で部品の交換、修理費用が発生する場合には新居浜市の負担とするが、初期不良、納品時の破損等については受注者の対応とする。

10 その他

- (1) 業務上知り得た個人情報、その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えい又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。
- (2) 業務上知り得た情報、画像などは、教育委員会に無断で転用してはならない。
- (3) この仕様書に記載がない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、教育委員会、受注者双方協議のうえで定めるものとする。

学校別導入台数等一覧

			iPad、キーボード タッチペン 一式	電源 アダプタ類
1	新居浜小学校	新須賀町三丁目1番58号	189	87
2	宮西小学校	宮西町5番56号	237	109
3	金子小学校	久保田町一丁目3番57号	682	317
4	金栄小学校	西の土居町一丁目5番1号	452	210
5	高津小学校	宇高町二丁目13番7号	685	318
6	浮島小学校	八幡二丁目2番65号	139	62
7	惣開小学校	王子町1番3号	367	170
8	垣生小学校	垣生一丁目5番38号	264	120
9	神郷小学校	神郷一丁目1番1号	576	268
10	多喜浜小学校	多喜浜五丁目7番34号	147	67
11	泉川小学校	岸の上町一丁目13番68号	631	294
12	船木小学校	船木4299番地の1	405	188
13	中萩小学校	中萩町6番61号	929	433
14	大生院小学校	大生院1070番地の1	280	128
15	角野小学校	中筋町二丁目7番10号	656	305
16	別子小学校	別子山甲358	11	
	合計		6,650	3,076

			Chromebook	電源 アダプタ類
1	東中学校	東雲町一丁目4番23号	405	377
2	西中学校	江口町7番1号	223	208
3	南中学校	庄内町二丁目4番47号	459	431
4	北中学校	宮西町5番81号	206	192
5	泉川中学校	星原町7番8号	265	247
6	船木中学校	船木甲3754番地の1	185	171
7	ひびき分校	船木甲2971番地の1	15	
8	中萩中学校	中萩町13番31号	503	471
9	大生院中学校	大生院1070番地の2	131	120
10	角野中学校	宮原町11番51号	328	307
11	川東中学校	神郷二丁目4番1号	550	515
12	別子中学校	別子山甲358	23	
	合計		3,293	3,039